

帯広市障害者（児）通所施設等交通費助成事業について

助成対象となる方

下記①～④の要件をすべて満たしている方

- ① 障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）、障害福祉サービス受給者証のいずれかの交付を受けている方
（他市町村のサービス受給者は除く）
- ② 帯広市に住民票がある在宅の方
- ③ 生活保護を受けていない方
- ④ 右記の対象事業所等に通所している方

対象となる事業所等

1. 障害者総合支援法に定める
「生活介護」、「自立訓練（宿泊型を除く）」
「就労移行支援」、「就労選択支援」、
「就労継続支援B型」
2. 帯広市地域活動支援センター事業実施要綱に基づく
地域活動支援センター
3. 児童福祉法に定める
「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」
（日中一時支援事業は対象となりません）

助成内容について

通所にかかる交通費の助成を行います。申請は四半期ごとに行ってください。
申請に基づき、1四半期につき合計3万円を上限として支給します。

◎助成額等は、通所の手段により次のとおり異なります。

通 手 段	助成対象範囲	助成額	備考
JR 路線バス	乗車区間分	運賃分 （手帳等による割引が受けられる場合は割引後の運賃）	※介護者が同乗する場合は、介護者も助成対象
自家用車	自宅～通所先の距離 （片道2km以上）	距離数（1km未満切捨）の 10分の1に、市が4月1日に契約するガソリン単価を乗じた額	
施設送迎	自宅～通所先の利用分	実費負担分 （片道270円上限）	※申請時は、運賃明細等の書類を併せて提出

申請の対象期間について

- ◎ 前年度分と今年度分の2年度分が申請が可能です。
（前年度分は3月31日までに提出してください。）
- ◎ 申請書は四半期ごとに提出してください。
- ◎ 就労移行支援、就労選択支援、自立訓練のご利用分については、令和8年4月分から対象となります。

対象期間
第1四半期（4～6月分）
第2四半期（7～9月分）
第3四半期（10～12月分）
第4四半期（1～3月分）

～ 注 意 事 項 ～

- 入金の前日までに、決定通知を送らせていただきますので、詳しい支給内容は決定通知よりご確認ください。
- 最も経済的な経路により通所する交通費を助成対象としています。申請内容について、必要に応じて訂正を行うことがあります。
- 新規、通所先や住所または通所方法の変更がある場合、審査に時間を要するため、支給が遅れる場合があります。ご了承ください。